

地震保険加入時の損傷確認のお願い

- 地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。
- ただし、ご加入前にすでに発生している損傷については、保険金のお支払い対象となりません。



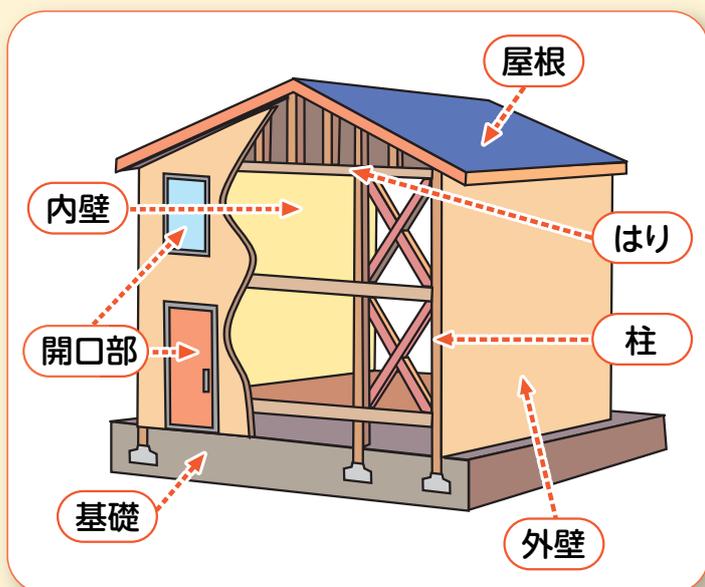
特に地震発生後に加入される場合には、保険の対象について、「ご加入時に損傷有無の確認」をお願いします。

★損傷確認時のポイント★

建 物

以下の写真を参考に損傷有無を確認いただき、確認結果を取扱代理店までご申告をお願いします。損傷がある場合は、損傷箇所の写真を提出ください。なお、損傷のご申告がなかった箇所であっても、ご加入前にすでに発生していた損傷と認められる場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

●被害イメージ



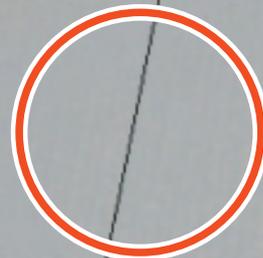
屋根

- 屋根に損傷はありませんか？
- 瓦など、屋根材にズレや落下、雨漏りなどの損傷はありませんか？

開口部

※ドアまわりのクロスは被害イメージです。

- 玄関ドアや部屋のドアが開けづらい・閉めづらいことはありませんか？
- 建具まわりにクロスが切れているなどの損傷はありませんか？



外壁・内壁・基礎

- 外壁や内壁、基礎にひび割れなどの損傷はありませんか？



その他 建物全体

- 液状化、津波による浸水、沈下、建物の傾斜などの損傷はありませんか？

柱・はり

- 柱やはりにひび割れ、潰れなどの損傷はありませんか？



家財

●ご所有の家財を確認いただき、既に損傷がある家財がある場合には、取扱代理店までご申告をお願いします。

※「損傷」とは以下のような状況をいいます。

破損、転倒・落下・他物との衝突、焼損、変形、水濡れ、汚損(煙・すす・ガラス片混入を含む)、電気的事故(ショート)

※損傷があった家財であっても、地震保険ご加入前に修理済の家財はご申告不要です。

●被害イメージ

食器

●食器・調理用具 など



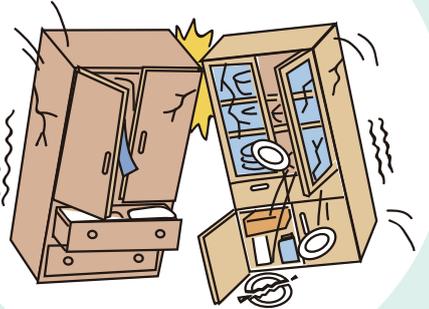
身回品その他

●カメラ ●メガネ
●スポーツ・レジャー用品 など



家具

●食器戸棚 ●タンス
●机 ●椅子 など



ご所有の家財に
壊れているものは
ありませんか?

電気器具

●電子レンジ
●オーブン
●テレビ
●冷蔵庫
●洗濯機
●パソコン
など



寝具衣類

●ふとん
●スーツ
●コート
●着物
など



事実と異なるご申告により保険金を請求した場合には、保険金をお支払いできない場合があります。

代理店連絡先

〒965-0811

福島県会津若松市和田2丁目5番1号

株式会社 ビーンズ・ライフ

TEL:0242-93-5101 FAX:0242-93-5102